

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 保安林の指定

○ 道路の区域変更

○ ”

○ 道路の供用開始

【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

○ 土地改良区役員の退任及び就任届

○ 土地改良区清算人の就職届

○ 基本測量の実施

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ ”

【監査公表】

○ 監査の結果に基づき講じた措置の状況の公表

○ ”

【公安委員会】

○ 暴力追放運動推進センターの代表者の変更

健康推進課

治山課

道路整備課

”

”

県民生活交通課

耕地課

”

監理課

建築指導課

”

監査事務局

”

課 組織犯罪対策第二

目次

担当課（室）

◎岡山県監査公表第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年六月二十八日

岡山県監査委員 小 倉 弘 行
 岡山県監査委員 渡 辺 吉 幸
 岡山県監査委員 興 田 統 充
 岡山県監査委員 佐 藤 由美子

監査の結果

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日	監 査 結 果 公 表 年 月 日
公益財団法人岡山県私学振興財団	平成28年 1 月21 日	平成28年 3 月24 日
<p>監査の結果（指摘事項）</p> <p>奨学金の未収償還金が、平成26年度末現在127,848,861円となっており、年々増加している。一層の未収償還金の回収に努めるとともに、新たな未収償還金の発生防止に努めること。</p> <p>措置の状況</p> <p>未収償還金の回収については、学校からの督促、当財団からの内容証明郵便や特定記録郵便等による督促に加え、支払督促の申立を行うなど、積極的に取り組んでいるところである。また、平成25年度から、当財団では延滞債権の回収が困難なケースについて、債権回収会社に回収業務を委託し、実効的な債権回収を図っている。さらに、平成27年度からは2社による回収体制とした結果、毎年額が増加していた未収償還金が、平成27年度末は前年度末に比し約8百万円減少した。今後とも、このような取組をより一層推進し、未収償還金の回収に努める。</p> <p>また、新たな未収償還金の発生を防止するため、卒業時に手引きを配付し返還についての注意喚起を行うほか、新規返還者への支払準備通知、約定未返還者への速やかな文書・電話督促の実施等を行ってきたところであり、こうした取組により、平成27年度に新たに未収償還金となった額は前年度に比べ約2.6百</p>		

万円減少した。今後とも、このような取組を通し、新たな未収償還金の発生防止に努める。

公益財団法人岡山県育英会	平成28年1月14日	平成28年3月24日
--------------	------------	------------

監査の結果 (指摘事項)

奨学金の未収償還金が、平成26年度末現在164,652,015円となっており、年々増加している。一層の未収償還金の回収に努めるとともに、新たな未収償還金の発生防止に努めること。

措置の状況

未収償還金の回収については、文書・電話・訪問による督促を本人や連帯保証人へ繰り返し行っている。

また、経済的理由により返還が困難な者へは、個々の状況に応じて返還方法の変更や分納を推奨する等、返還しやすい対応を柔軟に行うとともに、対応が不誠実な長期滞納者に対しては法的措置を講じて、一層の回収に努める。

さらに、新たな未収償還金の発生防止のため、貸与段階から返還意識を高めるよう、学校担当者と連携し、「返還金が次の奨学金の原資になる」という奨学金制度の更なる周知に努めるとともに、返還者の滞納初期段階から、文書・電話連絡を迅速かつ細やかに実施することで、返還意識の向上を図り、新たな未収償還金の発生防止に努める。